

会 議 概 要 報 告

1. 会議の名称	令和3年度第1回潟上市自治基本条例推進委員会
2. 開催日時・場所	令和4年1月24日（月）13時28分～14時20分 潟上市役所4階 第1会議室
3. 委員等の人数	10人
4. 出席委員等の人数	10人
5. 議題	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選任について ・潟上市自治基本条例推進委員会規則の確認 ・令和3年度の取組及び令和4年度の取組予定について
6. 傍聴者の数	0人
7. 会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 委員長及び副委員長の選任について ・資料2 潟上市自治基本条例推進委員会規則 ・資料3 令和3年度の取組及び令和4年度の取組予定について ・参考資料1 自治基本条例の概要 ・参考資料2 広報掲載記事・出前授業の様子 ・潟上市自治基本条例 逐条解説 ・潟上市自治基本条例の手引き（一般向け） ・潟上市自治基本条例の手引き（児童・生徒向け）
<p>【会議要旨】</p> <p>・委員長及び副委員長の選任について 委員の互選により委員長には栗山隆昌氏、副委員長には菅原俊氏を選任。</p> <p>・令和3年度の取組及び令和4年度の取組予定に関する主な意見</p> <p>○中学校への出前授業は、まちのあり方について考える非常に貴重な機会である。 地方自治だけでなく県で推進しているふるさと教育の面においても、意義のある授業であるので、今後も続けてほしい。</p> <p>○委員公募への公募者が少なく、残念に思う。公募者が出てくるように検討していただきたい。</p> <p>○市民の声や実際の生活状況を知ってもらうためにも、市職員には積極的に自治会に関わってもらいたい。また、そうした職員の育成に努めていただきたい。</p>	

【会議録】

1. 開会

- ・小玉企画政策班長

定刻より若干早いですが、出席予定の皆さまがお揃いになりましたので、ただいまより「令和3年度第1回潟上市自治基本条例推進委員会」を開会いたします。

2. 委嘱状交付

- ・小玉企画政策班長

はじめに委嘱状の交付を行います。

本来であれば、市長が皆さまの席の前に伺い委嘱状をお渡しするところですが、感染症対策のため机上配布とさせていただきます。

ご着席のまま、委員の皆さまのお名前をご紹介します。

伊藤 暢（いとう よう） 様
栗山 隆昌（くりやま りゅうしょう） 様
斉藤 英博（さいとう ひでひろ） 様
佐々木 美奈子（ささき みなこ） 様
菅原 俊（すがわら しゅん） 様
田村 知巳（たむら ともみ） 様
畠山 尚樹（はたけやま なおき） 様
福田 裕子（ふくだ ゆうこ） 様
三浦 和也（みうら かずや） 様
目黒 梢（めぐろ こずえ） 様

以上で委嘱状の交付を終わります。

3. 市長あいさつ

- ・鈴木市長

本日は、令和3年度第1回潟上市自治基本条例推進委員会を開催しましたところ、皆様にはご多用のところご出席を賜り、また、このたびの委員への就任につきましては、快くお引き受け頂いたことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、潟上市自治基本条例は、市民と行政の権利と責務についての基本的なルールを明確化した市政運営における最高規範として、県内では2番目に制定し、平成25年1月1日の施行から9年が経過しております。

本日は、条例の概要と併せて、各種審議会の委員公募やパブリック・コメントの募集など、これまでの条例に関連する取組についてご説明させていただきますので、委員の皆様からは忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

今後も、市民参画と協働のまちづくりを一層推進し、個性豊かで活力に満ちた潟上市の創造

を目指してまいりますので、皆様のご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

4. 委員長及び副委員長の選任について

・小玉企画政策班長

それでは会議に入ります。次第の4. 委員長・副委員長の選任についてです。

委員長・副委員長が選出されるまでの間、市長より議長をお願いいたします。それでは、市長よろしくお願いたします。

・鈴木市長

それでは、正副委員長が選出されるまで、暫時、議長を務めさせていただきます。

委員長・副委員長の選任について、事務局から説明いたします。

・安田企画政策課長

それでは、正副委員長の選任について説明いたします。

事前に配布しております資料1をご覧ください。

こちらは資料2の潟上市自治基本条例推進委員会規則第3条を抜粋したのですが、委員長並びに副委員長の選任について定めております。第1項に、委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定めると規定しております。以上のことから、委員長・副委員長各1人を選任していただくものであります。

それでは、委員長並びに副委員長の選任についてよろしくお願いたします。

・鈴木市長

正副委員長の選任については、ただいま説明があったとおりですが、いかがいたしましょうか。ご提案がある方はご発言をお願いします。

・三浦委員

委員長には行政経験が豊富である栗山委員を、副委員長には市の各種委員を務めていらっしゃる菅原委員を提案させていただきます。

・鈴木市長

ありがとうございました。ただいま三浦委員より、委員長に栗山隆昌委員、副委員長に菅原俊委員との提案がありましたけれども、皆さまいかがでしょうか。ご異議ございませんか。

・委員一同

異議なし。

・鈴木市長

異議がないようですので、潟上市自治基本条例推進委員会委員長には、栗山隆昌委員、副委員長には菅原俊委員が選出されました。

委員会規則第4条第2項の規定により、委員長が議長となりますので、委員長から議長席へ移動願いたいと思います。

なお、私はこれにて退席させていただきますのでよろしく願いいたします。

(※市長退席)

・小玉企画政策班長

それでは、今後の進行について委員長と打合せのため若干のお時間をいただきます。

(※暫時休憩のうえ、栗山委員長と事務局が今後の進行について打ち合わせをする。)

・小玉企画政策班長

お待たせいたしました。

それでは、協議事項に入る前に、資料の確認をいたします。

事前に配布しております資料は、

- ・委員名簿
- ・資料1 委員長及び副委員長の選任について
- ・資料2 潟上市自治基本条例推進委員会規則
- ・資料3 令和3年度の取組及び令和4年度の取組予定について
- ・参考資料1 自治基本条例の概要
- ・参考資料2 広報掲載記事・出前授業の様子

このほかに、新たに委員となられた方につきましては、

- ・潟上市自治基本条例 逐条解説
- ・潟上市自治基本条例の手引き（一般向け）
- ・潟上市自治基本条例の手引き（児童・生徒向け）

を配付しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、本日の委員会は効率良く進行させていただきます。

また、ご発言の際には、机上にセットしておりますマイクを使用させていただきますようお願いいたします。

ここで、本日出席しております職員について紹介させていただきます。

はじめに、潟上市総務部長 菅原 剛 です。

次に、潟上市総務部 企画政策課 課長 安田 秀樹です。

企画政策課 企画政策班 主査 小林 恵です。

企画政策課 企画政策班 班長 小玉 塁です。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、案件に入りますが、その前に委員長からごあいさつをお願いいたします。その後

の進行は委員長よりお願いいたします。

・栗山委員長

皆さまお久しぶりでございます。自治基本条例推進委員のお声がけをいただき、今回委員をお受けすることといたしましたので、よろしくをお願いいたします。

最近では平成18年豪雪を思い出させるような降雪量となっており、コロナも第6波に突入し、感染が広がっております。グリーンランドも1月2月はどうしても人が来ない時期であることから色々なイベントを企画しておりましたが、ことごとく中止となってしまい、早い収束を願っているところです。今夏はグリーンランドまつりが開催されるのではないかと淡い期待を持ちながら日々過ごしております。

さて、潟上市が誕生し特徴的な条例は2つあると思っております。それは、男女共同参画推進条例と自治基本条例であり、市になったことによって制定された象徴的な条例であると思っております。自治基本条例には当たり前のことが盛り込まれており、市民、議員、市長、それぞれが与えられた役割と権利を整理したものであります。お互いを理解しながら、共有することが非常に重要であると考えております。市民への浸透は難しいものではありませんが、時間をかけて今後も取り組んでいかなければならないと思っております。

本委員会の所掌事務は条例全般と検証及び見直しとなっておりますので、委員の皆さまどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議を始めさせていただきますが、案件に入ります前に、新たな委員会となりますことから、各委員から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。私から見て左側、伊藤委員から順番にお願いします。

・伊藤委員

羽城中学校の伊藤です。今年の4月に母校である羽城中学校に赴任しました。生まれも育ちも旧飯田川町ですが、潟上市のことは実はあまりよく分かっていません。これを機に、ますます潟上市のことを学ばせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

・斉藤委員

前回に引き続き委員に再任されました人権擁護員の斉藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

・佐々木委員

再任されました、潟上市男女共同参画推進審議会副会長の佐々木です。秋田県男女共同参画センターに勤務しております。先ほど栗山委員長が話されたように、潟上市自治基本条例は県内でも先駆けて制定された条例であり、他に類がないような内容となっていることから、ますます周知がされますことを願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

・菅原俊委員

副委員長に選任されました菅原です。委員長を補佐して頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

・田村委員

秋田地域振興局の田村です。転勤もございましたが、再任となりますので引き続きよろしくお願いいたします。

・畠山委員

再任されました畠山です。元々町内会関係の行事等に関わることがございましたので、そうした経験を踏まえ勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

・福田委員

再任されました連合婦人会理事の福田です。こうした場は慣れておりませんが、一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

・三浦委員

再任されました三浦です。名簿には自主防災組織代表と記載されておりますが、前職は男鹿地区消防であり、現在は潟上市社会福祉協議会におります。よろしくお願いいたします。

・目黒委員

天王中学校で社会科と担当しております目黒と申します。よろしくお願いいたします。

5. 潟上市自治基本条例推進委員会規則の確認

・栗山委員長

それでは、会議を進めます。次第の5.「潟上市自治基本条例推進委員会規則」の確認について、事務局から説明をお願いします。

・安田企画政策課長

それでは潟上市自治基本条例推進委員会の規則についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。本委員会設置の根拠となります「潟上市自治基本条例推進委員会規則」です。はじめに第1条の趣旨でございますが、本委員会は潟上市附属機関設置条例第2条第1項に基づき、市長の附属機関として設置されたものであり、組織及び運営に関して必要な事項を本規則で定めております。

所掌事項であります。委員の皆様からは自治基本条例の履行状況の検証に関する事と条例の見直しの際にご意見・ご提言をいただくものであります。

また、本委員会は12人以内で組織することとなっており、今回は10人で組織されることとなります。

規則第2条では委員の要件を規定しており、1号委員は公募による者、2号委員は識見を有する者、3号委員はその他市長が適当と認める者となっております。同条第2項では委員の任期を規定しており、原則2年としております。皆様の任期は本日から令和5年3月31日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

第3条は先ほど説明いたしました、正副委員長に関するものです。

なお、第4条第5項にございますように、本会議は原則公開となっております。
説明は以上でございます。

・栗山委員長

ただいま説明のありました件について、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

(質問なし)

6. 案件

・栗山委員長

それでは次に次第の6、本日の案件であります「令和3年度の取組及び令和4年度の取組予定について」について、事務局から説明をお願いします。

・企画政策班 小林

※資料3「令和3年度の取組及び令和4年度の取組予定について」、参考資料1「自治基本条例の概要」、参考資料2「広報掲載記事・出前授業の様子」に基づき説明。

・栗山委員長

ただいま、説明のありました件について、伊藤委員から順にお願いします。

・伊藤委員

本校でも出前授業を実施していただきました。本校では「潟上市をより良くするために、どんなものがあればいいか・どういう市であればいいか」そうした課題を生徒に投げかけ、各グループで討議をし、その結果を全体で持ちよって意見をまとめるといった学習内容でした。夢物語のような案も出ましたが、まちのあり方について考えるということは非常に貴重な機会であったと思います。地方自治だけでなく、県で推進しているふるさと教育の面においても、意義のある授業であったと思っています。ぜひ、今後も続けていただきたいと考えています。

・斉藤委員

先生方のご協力をいただきながら中学校で出前授業を実施することは非常に良いことだと思いますので、今後も続けていただきたいと考えています。

・佐々木委員

自治基本条例に関する取組については、引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。ただ、市民向けの啓発活動を実施されていますが、市民の方にとって自治基本条例という言葉や内容についてどの程度理解が進んでいるのかなというところが少し気になる場所でした。

・菅原委員

審議会等の委員公募への公募者がいないところが気になる場所です。昨年もいなかったと思います。どうしていないのかなと、残念に思います。何か手立てがないものか、どういう風にしたら公募者が出てくるのかなと、そういった部分を検討していただきたいと思います。

また、職員研修の内容について詳しく教えてください。

・企画政策班 小林

1点目の委員公募の実績がないことに関してですが、担当者としても非常に残念に感じております。先ほど説明させていただきましたが、審議会等の会議結果についても市ホームページで公開しておりますので、より多くの市民の方に見ていただき、委員として各種審議会に参加したいというような意識啓発につなげていきたいと考えています。

2点目の職員研修についてですが、主に地域コミュニティとの関わりについて説明しております。自治基本条例の第16条に職員の責務に関する規定があります。同条第2項において「職員は、自らもコミュニティの一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めます」と定められております。この規定に基づき、ただ与えられた仕事をこなすのではなく、地域に出向き地域の声を直接お伺いし、協働と参画を進めていきたいと思いますという内容で研修をしました。

・田村委員

昨年度は公募委員への応募者がいませんでしたが、今年度は応募者が2名いたようなのでよかったなと思っています。事務局の説明にあったように、市民に感心を持ってもらうことが大事であると考えています。審議会等における傍聴人数は今年度実績がないようですが、なかなか傍聴してもらうことは難しいと感じています。

また、パブリック・コメント実施に関してですが、職員が会場に出向いて説明したのでしょうか。参加人数はどの位でしょうか。

・企画政策班 小林

パブリック・コメント実施の際、職員が会場に出向いて市民へ直接説明を行うということはありません。市ホームページ、本庁、各出張所において資料を閲覧できるようにしています。パブリック・コメントは、直接またはメールで提出していただいております。今年度は現時点で2回実施し、7件の意見提出がありました。

・田村委員

本委員会とは違う話になりますが、ちょうどこの前、洋上風力発電の関係で三種町などにお

いて協議会を開催したところ、参加者がいないとの話でした。今後、潟上市も洋上風力発電に関わっていくと思いますが、三種町でも開催方法等についてどうなのかなと話をしていたので、それに関連するものとして質問させていただきました。

・ 畠山委員

令和4年度取組内容の中に「自治基本条例施行後の事業の検証」とありますが、具体的にどのような内容ですか。

・ 企画政策班 小林

自治基本条例の関連制度の運用状況や審議会等の委員公募など、令和4年度の実績についてお示しし、委員の皆さまからご意見をいただくこととしております。

・ 畠山委員

各委員会の事業内容を検証するような表現だったので、深く取り組んでいるなという印象を受けてしまいました。今年度と同様に、自治基本条例に関する取組の報告ということですね。できれば、検証していただきたいと思いますが。

・ 栗山委員長

各委員会を掘り下げて検証をするということですね。ご意見として頂戴します。

・ 福田委員

私自身が自治基本条例委員に任命されたからこそ、本条例に関する情報についてつぶさに見ておりますが、なかなか一般市民の方に知らしめるということは大変であると思います。職員にも研修を実施し、地域や自治会に積極的に関わるような意識づくりもされているようですが、もう少し市民の方に下りてきていただいて、色々な市民の声や、こういうことをしてほしいというような要望を聞き入れるような、職員の育成に努めていただきたいと思います。

・ 栗山委員長

条例第16条に規定されている職員の責務の中には、職員もそういったコミュニティの中に入っていき、構成員の一員として参加するという意味合いも含まれます。職員という立場で参加するのではなく、自らもコミュニティの一員として、対等の立場で参画していくことを推進しているのではないのでしょうか。

・ 福田委員

積極的に自治会の催しや町内会にも顔を出していただくと、色々な市民の方の声が聞けますし、実際の生活状況が見えるのではないかと思います。仕事をしながら大変だと思いますが、少し努力していただけたらいいなと思っています。

・栗山委員長

非常に大事なことであると思います。

・三浦委員

自治会における自治基本条例の説明が難しいため、昨年、中学校の出前授業のように来てもらって説明していただきたいと話をしておりました。新型コロナウイルス感染症の影響によって、様々な行事が中止となったため実施できない状況ですが、実施していただきたいと思いません。

私自身、社会福祉協議会に在職していることから、社協だよりを2ヶ月に1回発行していますが、受け手は自分に必要な記事しか読んでいないように感じています。私たち発行者が思うよりも、反応がないことを実感しております。委員の公募やパブリック・コメントに関しても、ただ広報に掲載するのではなく積極的に市が働きかけるということが必要であり、もっと色々な意見が出てくると思います。

・企画政策班 小林

新型コロナウイルス感染症を契機として、行政のデジタル化も推進されています。紙媒体に限らず、行政が持っている情報をより発信できる体制について検討する時期かと思しますので、貴重なご意見として頂戴いたします。

・三浦委員

市三役との交流会において、防災も含めた zoom (Web 会議サービス) の活用について検討をしていただきたい旨を提案させていただきました。例えば、災害時に避難場所に直接来なくても、市長自ら画面上に出ていただき、避難者へ声をかけていただくなどといった運用ができれば、役に立つのではないかと考えておりました。

・目黒委員

今回初めて委員を務めることになりました。出前授業における生徒の提言等についてお話がありましたが、反省しているのは、出前授業をしてもしなくても生徒から出てくる意見が同じものということです。生活している中で実感していることを、そのまま提案する生徒が多数いたように感じました。

私自身学区域内に住んでおり、毎月広報を届けてもらっていますが、2週間から3週間経った頃によく読み終えるような状況です。天王地区3園の跡地利用方針に関してパブリック・コメントを募集していることを生徒達はなかなか知ることができず、ホームページにアクセスもしていない状況なので、子どもたちの意見を吸い上げるためにも、学校としても周知をした方が良かったのかなと思いました。出前授業の際に、こういった意見を聞いてみたいということがあれば、来年度以降参考にして授業をさせていただきたいと思えます。

・栗山委員長

委員の皆さま、ありがとうございました。

資料3にあるとおり、会議の公開や委員の公募等について、なかなか求めているような成果が出にくいということが見てわかります。あいさつでも述べましたが、周知には時間がかかると思います。委員の皆さまがおっしゃるとおり、市民にも生徒さんにも、もっともっと伝えて行くような手立てについて知恵を出し合いながら推進していく必要があると思ったところですので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

最後に事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

・企画政策班 小林

今年度の会議はこれで終了となります。来年度は、2回の開催を予定しております。取組内容の報告のほか、来年度自治基本条例制定10周年を迎えますことから記念事業について協議していただくこととしておりますのでよろしくお願いいたします。

7. 閉会

・栗山委員長

これをもって本日の会議は終了いたします。お疲れ様でした。

(14時20分閉会)